可搬型手術用顕微鏡

仕　　様　　書

隠 岐 広 域 連 合 立
隠 岐 病 院

Ⅰ．仕様書概要説明

１．調達の背景及び目的

肉眼では確認できない血管野角膜などの組織を拡大、立体化し主に眼科での微小手術に用いる機器。
現有機器は、耐用年数を超過し部品供給も終了しており修理対応不可のため更新をする。

２．調達物品及び構成内訳

品　名：　可搬型手術用顕微鏡
構成内訳：　本体　　1台

Ⅱ．基本仕様

性能、機能及び技術等に関する仕様項目に関しては、以下の要件を満たすこと。

１．光学系は、アポクロマート光学設計を採用していること。
２．照明機構は、LED 方式を採用し、鏡体部に直接搭載されていること。
３．変倍機構は、ズーム比 6:1 以上の無段階電動式であること。
４．焦点調整範囲は、75㎜ 以上であること。
５．フットスイッチによりレッドリフレックス照明の直径を 4～23 ㎜の範囲で調整できること。
６．鏡体部の傾斜角は、最大で後方 105°、前方 15° であること。
７．鏡体部の傾斜操作をフットスイッチ及び液晶パネルからできること。
８．鏡体部の傾斜角を任意の角度に設定し、設定角までの傾斜操作がフットスイッチからワンタッチでできること。
９．XY ユニットの可動範囲が 62㎜ 以上ありフットスイッチにより広範囲に動作できること。
10．XY ユニットのリセット機構があること。
11．電源投入時の初期設定が任意に調節できること。
12．フットスイッチは、無線式で充電不要であること。
13．フットスイッチの各ファンクション機能が自由に設定できること。
14．ズーム、フォーカス、XY 微動の動作スピードを任意に調節できること。
15．コントロールユニットは、タッチパネル方式であること。
16．フロアスタンドのベースサイズが 770 ㎜×770 ㎜以下でコンパクトであること。
17．フロアスタンドのアームを所定の位置に移動した時、照明の光量、ズーム、フォーカス、XY 微動が自動的にリセットされるオートリセット機構があること。
18．フロアスタンドの最大アーム長が 1,500㎜ 以上であること。
19．滅菌キャップを 5 セット付属すること。
20．SDI 端子で当院保有の映像システムと接続しモニタへ映像が出力できること。

Ⅲ．その他特記事項

その他特記事項に関しては、以下の要件を満たすこと。

１．納入物品の搬入に要する養生、据付け及び稼働のための調整等を行うこと。
２．納入物品の納期及び納入場所については、当院と協議すること。
３．納入物品の搬入、据付け、配線、配管及び調整等については、当院と協議の上行うこと。また、費用については負担すること。
４．当院が用意する一次側電源以外に必要な電源設備、給排水設備及び配管設備等があれば、当院と協議の上行うこと。また、費用については負担すること。
５．落札から納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、当院と協議の上最新の仕様にて引き渡すこと。
６．年間を通じて故障時のための連絡体制が整備されていること。また、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。
７．納入検査終了後から１年間は機器の無償保証期間とし、機器が正常に稼働し、臨床上最適に使用できるように定期的な点検を実施すること。また、保証期間中に発生した使用者の過失によらない故障等に係る点検、修理等については、無償保証の対象とすること。
８．納入物品は、納入後において少なくとも耐用年数中は稼働に必要な消耗品及び故障時における交換部品の

安定した供給が確保されていること。

９．取扱説明書及び簡易取扱説明書は、日本語版で１部以上提供し、また、電子媒体での提供も行うこと。

10. 納入物品には、基本的機能を損なわないよう必要な付属品等を備えること。

11. 納入物品のうち、薬機法の製造承認対象となる医療器具は、厚生労働大臣の承認を受けていること。

12. 納入物品の十分な教育訓練を行うこと。なお、教育訓練の日時及び場所については、当院と協議の上行うこと。

13. 納入物品のうち、配線ケーブルは、カテゴリ５以上オレンジ色を使用しコネクタはRJ-45とすること。また、機器の配置に考慮した適度な長さに調整し束ねること。

14. 本仕様書に明示無き事項については、当院の指示のもとに実施すること。